

# 令和5年度 第5回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和6年2月6日（火）

午後7時～午後7時58分

いずみプラザ 講座室

## 協議会次第

- 1 開会
- 2 議題
  - ①第9期国分寺市介護保険事業計画における介護保険料（案）について（資料1～3）
- 3 報告
  - ①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの意見について（資料4）
  - ②国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価（令和4年度）について（資料5）
  - ③介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について（資料6）
  - ④隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料7）
  - ⑤その他
- 4 閉会

## 出席者等（敬称略）

会 長…… 橋本 正明

副会長…… 本多 勇

委 員…… 林 博巳、升田 範夫、森 弘達、分部 文恵、富樫 美紀、  
八木 亜希子、清水 桂司、前出 禎造、北邑 和弘、奥山 尚、  
富井 友子

事務局…… 福祉部長（玉井）、高齢福祉課長（澤田）、地域包括ケア担当課長（戸部）、計画・事業推進係長（佐瀬）、介護保険係長（土井）、計画・事業推進係（杉本）、計画・事業推進係（大嶽）

## 1 開会

○事務局より

- ・升田委員、分部委員、前出委員、北邑委員、富井委員は、オンラインでの出席。  
(なお、会議開始から終了まで、オンライン出席者の映像と音声と同時に全ての委員に伝わり、委員相互に円滑な意見交換等ができる状態であった。)

## 2 議題

### ① 第9期国分寺市介護保険事業計画における介護保険料(案)について

橋本 会長… 本日の議題は一つでございます、第9期国分寺市介護保険事業計画における介護保険料(案)についてということでございます。それでは、事務局から御説明よろしくお願いたします。

土井 係長… 第9期国分寺市介護保険事業計画における介護保険料(案)について御説明いたします。

資料1を御覧ください。次期の第9期国分寺市介護保険事業計画の保険料については、介護保険法第129条第2項において、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより算定された保険料率によって、保険料額を課すとなっております。また、同条第3項において、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されています。

資料1につきましては、国の今回の改正内容と、市の現状についての説明になります。まず左上を御覧ください。国の標準所得段階についてになります。上の表が標準所得段階と保険料基準額に対する割合です。変更点は、第8期では国の標準所得段階が第9段階までとなっていました、第9期では13段階に多段階化されているという点です。第1段階から第3段階につきましては、所得基準の変更はありませんが、低所得者の保険料軽減割合は変更となっています。第4段階から第8段階は変更はありませんが、第9段階の所得基準320万円以上の金額段階を細かく設定し、13段階となっています。高所得者層を細分化している形になっています。その下が、第8期から第9期にかけての被保険者負担割合で、こちらは変更はありません。

続いて、「2. 低所得者軽減強化」を御覧ください。左側の円グラフですが、これは介護保険の財源を示しているものです。1、2、3と書いてありますが、1が第1号被保険者の負担割合で23パーセント、2が第2号被保険者の負担割合で27パーセント、3が公費の50パーセントとなっております。1と2の合計の50パーセントが被保険者の負担割合、残りの50パーセントが3番の公費負担分となります。

この公費とは別枠で国の低所得者保険料軽減強化策ということで、公費

を投入して低所得者の保険料軽減を実施しています。こちらは平成27年度から実施されていて、令和元年度から消費税を財源として公費投入により住民税非課税世帯を対象に負担軽減幅が拡充されています。第9期の令和6年度から令和8年度につきましても、軽減策を継続することになっています。軽減内容は、第1段階が0.17、第2段階が0.20、第3段階が0.005の軽減になっていて、軽減後の負担割合は、第1段階からそれぞれ0.285、0.485、0.685となります。

「3. 市所得段階」は、第8期の内容になっています。市は現在14段階で、負担能力に応じた所得段階設定となるよう細分化を図っています。

続いて、「4. 予定保険料収納率」は、第1期から第8期までの保険料収納率実績値の表です。なお、第8期については令和3年度と令和4年度の2年間の平均値になっています。この全体の平均値である99.13パーセントを、第9期の予定保険料収納率と設定しています。

「5. 介護給付費準備基金」は、第1期から第8期までの各年度の基金残高の表です。介護給付費準備基金につきましては、介護給付費に対して保険料として収納すべき額を上回った余剰金を積み立てたものとなっております。こちらの使途につきましては、給付費が不足した場合の充当資金や、保険料上昇抑制の財源に充てることができます。令和5年度末の基金残高につきましては、約13億3,000万円となっています。

「6. 保険料推計値」は、第9期に向けての推計になっており、左側の表が介護給付費準備基金の取崩し前の推計値で、第9期における基金を取り崩さない場合の基準月額保険料は、太枠の中の数字、6,648円となります。介護給付費準備基金約7億4,000万円、保険者機能推進交付金等約0.72億円を保険料に充当した場合は、第9期における基準月額保険料を、第7期、第8期と同じ5,916円に据え置くことができるという表となっております。

続きまして、裏面を御覧ください。こちらは介護保険料について、第1期、介護保険制度の創設のときから、第8期まで全て記載されております。こちらについては御説明を省略させていただきますが、国の流れによって多段階化してきているとか、税制改正により保険料の激変緩和等の策が様々とられていて、第8期につながっているという表になっています。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは保険料設定についての答申（案）となっております。第1. 介護保険料の設定」では、所得段階20段階、基準月額（第5段階）5,916円とし、詳細については別紙のとおりと記載しています。

裏面の答申（案）別紙を御覧ください。第9期国分寺市介護保険事業計画における介護保険料の所得段階、負担割合、保険料額の表です。左側が

第8期、右側が第9期の改正案となっております。第8期の第1段階から第3段階までは低所得者保険料負担軽減により、段階的に保険料を軽減しています。第9期につきましても負担軽減を継続します。網かけ部分が軽減後の金額となっております。軽減前の割合は、第1段階では第8期の0.30から0.27に、第2段階は0.60から0.55、第3段階は0.75から0.605とし、さらに先ほど御説明したとおり公費投入による低所得者の保険料軽減を適用し、第1段階は0.17軽減で7,100円、第2段階は0.2軽減で2万4,900円、第3段階は0.005軽減の4万2,600円となります。

その2段下の第5段階が基準額です。第9期の基準額は低所得者への軽減強化を図るとともに、第4段階から第8段階の保険料については、全て据置き金額になっていきます。第9段階以降の段階については、国の所得金額多段階化の方針を踏まえ、当市も14段階から20段階としています。

第8期からの変更点につきましては、第9段階の負担割合が第8期では1.65でしたが第9期では1.70に変更し、さらに合計所得金額が第8期では320万円以上500万円未満でしたが、第9期では420万円未満で区切り、420万円以上の方が第10段階へ移行します。これは国の所得基準を踏まえて分けたものになっています。現在第10段階の方は合計所得金額が500万円以上800万円未満となっておりますが、第9期では100万円ごとに段階を分け、新第10段階から第13段階になっています。

現在の第11段階から第13段階は、第9期では新第14段階から第16段階となり、負担割合が上がります。さらに現在の第14段階を第9期では第17段階から第20段階に分け、負担割合を上げています。

介護給付費準備基金を7.4億円取り崩すことに加えて、高所得者の負担割合の増によって基準額は第7期、第8期と同じく年額で7万1,000円、月額に直しますと5,916円に据え置く案となっております。

資料の表面に戻っていただきまして、答申案を御覧ください。介護保険料の設定につきましては、所得段階は先ほどの説明のとおり20段階とし、基準月額保険料を第8期と同額の5,916円で据え置くというものです。

その下の保険料設定に当たっての考え方は、今、御説明した内容を表したものとなっております。

御説明は以上となります。

橋本 会長… 介護保険の一番ポイントとなる保険料の基準額の設定、新しい案であります。大変細かく刻みが、特に高所得者の刻みを増やして、上限も上げていったということでもあります。

さて、御質問があれば頂戴したいと存じます。すごく細かい数字ですので、どうぞ御質問いただいて、クリアにしていいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

本多 副会長… 国の政策とそれを受けて市がどうしていくかというところの整理がされていて、高所得者の負担割合がこんなにも増える方向に進むのだなというところが実感できたところです。その点もちょっと疑問があったりする部分もありますが、資料1の「5. 介護給付費準備基金」で、こちらは今まで貯金というか、余った分を積み立ててきた予備費みたいなところなのかなと受け止めています。「6. 保険料推計値」のところには、その基金を7.4億円取り崩すということで、第9期の3年間で7.4億円ということなのか、どういう計算なのかを教えてくださいのと、ここで7.4億円取り崩して、その後大丈夫なのかという見立てというか、見通しがあれば教えてくださいと思います。

橋本 会長… 準備基金のことと取崩しについて、何か加えて質問はございますか。そこがポイントになるところかと思っております。

本多 副会長… 追加で言うと、基準月額保険料は第9期に6,000円弱にしたいという思いがあるのかなと。基金取崩し前の6,648円ではなくて、5,900円台、6,000円以下にしたいというところがあるのかなと思っておりますが、その点のコメントも頂けると幸いです。

橋本 会長… そのほか質問ございませんか。それでは事務局から今の部分について御説明いただけますでしょうか。

澤田 課長… 今、御質問いただきました基金の関係ですが、介護保険制度は若干複雑な部分もありまして、介護給付費準備基金は第1号被保険者、65歳以上の方から徴収をさせていただいている保険料は、給付費の財源として充てるのですが、そちらの余剰分については積立てを行い、給付費に対して保険料財源が足りなくなった場合にはそこから取崩しを行って充当するという、お財布のような機能を果たすものです。

平成27年度以降、継続して基金への積立てがなされているということは、給付費に対する保険料財源が一定程度残ったものを年度ごとに積立てを行っていることであり、令和5年度12月補正後の時点で基金残高が13億3,000万円であり、また、これが決算を迎えると、またそこで余剰金があればそれが積み立てられ、足りなければ取り崩すという形になりますが、現状で13億円超の残高となっている状況でございます。

資料1の6に基金を7.4億円取り崩すと記載がありますが、単年度で一気に取り崩すわけではありません。今回設定する保険料については、第9期の3か年、令和6年度から令和8年度まで、一定の金額になります。ただし、現在高齢者が増加している状況でもございますので、給付費については令和6年度、7年度、8年度と進むにつれて伸びると見込んでいます。

また、当市は、人口がまだ増え続けている状況ではありますが、高齢者の増加割合も大きいので、第1号被保険者の人数も増えていくということ

になりますと、保険料の徴収についても金額が伸びていく見込みです。です  
ので、この給付費に対する保険料財源の必要額が伸びていき、保険料の  
収入も増えていくということなのですが、3か年での総給付費に対する保  
険料の必要額に対して、現状の基準月額保険料5,916円でどれだけ保険料  
が徴収できるかというところで考えますと、大体7.4億円の差が生まれる  
ので、これを3か年に分けて一定額ずつ取崩しを行った結果、3か年の保  
険料財源の需要に対して、保険料の徴収額が不足するので、基金を充てて  
補うという形になります。ですので令和6年度にいきなり7.4億円を取り  
崩すというわけではありません。

その上で、この5,916円という基準月額保険料を第9期も維持をする。  
実際は第7期からこの金額で据置きなので、9年連続据置きにしようとい  
うところなのですが、この令和6年度につきましては、医療・介護・障害  
福祉の報酬が同時に改定されるトリプル改定の年で、皆様ニュースなど  
お聞きになっているかと思いますが、様々な財源が必要となり、後期高齢  
者の年金も負担が増えていく流れの中、本市としては、介護保険料まで上  
げてしまうとなると、さらなる御負担が増えてしまい、高齢者の皆様対  
して苦しい状況にさらに追い打ちをかけるような事態になってはいけな  
いと考えています。

また、第8期につきましては、基金を2億円取り崩す予定で計画を組ん  
でいましたが、実際のところコロナ禍によって給付費が伸びなかったとい  
うところがあり、計画より保険料が、端的に言えば余ったものが積み立て  
られたということで、3年前に立てた計画と比べると、実際は逆行した形  
で基金が積み上がり、13億円という国分寺市の介護保険史上最多の残高  
となっております。この基金を有効活用して、保険料負担は、軽減とまで  
は踏み込めませんが、維持をするという形で考えたいといったところで、  
給付費の推計と保険料の徴収に向けての推計を突き合わせた結果、基金の  
半分超を取り崩すことで、高齢者の御負担が極力増えないよう第9期の保  
険料としたいという考え方によるものです。

橋本 会長… 本多副会長、今の御説明でよろしいですか。

本多 副会長… よく分かりました。ありがとうございます。

奥山 委員… そういう意味でいくと、その大前提の前の、資料1の6の保険料推計値  
の第9期の基準月額保険料の6,648円、これが、高齢者が増えるとか、要  
介護度がとか、どういった推計で6,648円となったのか、私が聞いた中  
ではちょっと分からなかったもので、増えるという根拠を教えていただければ。

澤田 課長… 説明が足りず申し訳ありません。資料1の6の左の表、第9期の保険料  
推計値6,648円につきましては、先ほどの説明でも触れましたが、高齢者  
の人数としては増えていっています。また、第8期につきましては、コロ

ナ禍にあって給付が実際に伸びなかったという現状がございますが、現在のところ、給付についてはコロナ禍前のペースに戻ってきている中、高齢者数も増えていますので、それに基づき各サービスにおいて必要な給付費の推計を行い、給付費の総額、それに対し第1号被保険者の保険料財源がどれだけ必要かというものを3か年延べで計算をいたしました。

その上で、保険料の所得段階につきましては、基準額に対する割合をそのままの段階で計算してみますと、標準となる第5段階が、実際7万1,000円にならず、もう少し高い金額を設定しないと、給付費に対する保険料財源の需要に満たさないということになっています。

保険給付費に対して必要な保険料財源の額とつり合うよう現在の高齢者に保険料負担を頂く場合には、必要な月額としては6,448円になるという試算があったということです。こちらについて基金などを活用することで、基準月額保険料を据置きにするために必要な金額が7億4,000万円ということでございます。

橋本 会長… いろいろな推計から出てくる数字だということではありますが、よろしいでしょうか。

森 委員… この5,916円というのは、3年間は動かないことでよろしいですか。

澤田 課長… はい、そのとおりでございます。

森 委員… 国の標準所得段階と市町村の所得段階があるということで、国分寺市は基金を取り崩すということなので、ほかの市町村の場合には、財政状況がもちろん違うわけですから、そこは全然違ってくるという、そういう理解でよろしいですか。

澤田 課長… 他市の状況ということでございますが、高齢化率、サービス基盤、実際にサービスをどのくらい使っているかということにつきましては、全国均一ではありませんので、各自治体における状況が違うということになります。また、基金の残高につきましても、多い自治体と、そうでない自治体と差もありますので、またそれによっても次期の保険料の設定については、多摩26市で比較してもかなりばらつきがあるものということで、あくまで各市決定前ではありますが、現在、聞き取っている中では差があるということは確認しています。

橋本 会長… あくまでも国分寺市としてこういう数字になるということなのですね。あと幾らにするかは、基金の取崩しによって決めていくことになるわけです。取り崩さなければもともとのこの数字になってしまう。しかし基金、これも保険料の余剰が積み上がっているものですから、それは使う趣旨のものではあると思いますね。

森 委員… ありがとうございます。

富井 委員… 国分寺市の状況について教えていただければと思うのですが、資料を拝

見していますと、第9期においては基準の保険料額は変わらないのですが、第9段階の所得金額が320万円以上の方については、負担割合が1.65から1.70に上がるということで、第9段階以降の方たちは保険料が上がるという理解をしています。資料1の「3. 市所得段階」によると、所得金額が320万円以上500万円未満の方は、1,826の方が該当するようですが、この所得の方たちの実際の暮らしというか、実際にこの保険料のアップがその後の3年間のサービス利用や、現状として、もう既に苦しい様子が見られるとか、そういったことが今マネジメントに関わっている皆様の中でありましたら教えていただけたらと思うのですが、特にそういったことがないのであればこのままかなと思うのですが。

橋本 会長… 今、第9段階のお話がありましたが、第8期と比べれば負担割合が上がっているわけですね。事務局、そのようなことで保険料の増、それから、サービス利用を控えるという声は上がってきてはいないでしょうか。事務局もですが、民生委員に何かそういうことで耳に入ることはありますか。

前出 委員… ごめんなさい、私の耳には入ってきていないです。

橋本 会長… 社会福祉協議会には何か保険料について、それから負担が多くてサービスの利用控えがあるとか、そういうことは地域の中で耳に入ることはありますか。

北邑 委員… 直接そういった話はあまり聞かないと思います。

橋本 会長… 事務局から何か補足や説明はありますでしょうか。

澤田 課長… 今回の第9期の改正案につきまして、御指摘のとおり第9段階以降は、保険料の負担割合が上がります。国の設定に合わせる形で、ただ、本市については高所得の方が多くいらっしゃるということもありますので、高所得の方には国よりもさらに高い負担をお願いするといった形の設定の案となっています。

高齢の方にも年金を多くもらう方、そうでない方というのがいらっしゃいますので、その中で生活が苦しいという、特に保険料の納付につきましては減免ないしは分納といった対応を図る場合もあり、個々の事情でそれぞれ状況が変わるということもございます。

第9期の特徴として、以前からではありますが、特に第1から第3段階の所得層の方々につきましては、先ほども説明いたしましたが、低所得者に対する保険料軽減を国よりもかなり強力に進めるということで、負担割合を最終的にはかなり抑えています。特に第3段階につきましては、第8期は0.7であったところ0.6に引き下げるといった形で、課税所得が、そもそも年金所得などが少ない方については、さらに負担軽減を図る対応となっています。

第9段階よりも高い段階の方々につきましては、一定の年金所得と課税



所得がある方になりますので、そういった方々には一定の割合の負担をお願いするということなのですが、今回、第11段階以降についてはかなり金額が増えますが、御覧いただければ分かりますとおり、年間の課税所得が800万円を超えるような所得の多い方については特に多く御負担を頂くといい形で、今後、国の見通しとしてもこの介護保険制度を持続的に運営していくためにはかなり財源の部分で工夫しなければいけないといった中で、本市としても高所得の方には御負担をお願いする、逆に介護サービスの利用控えにつながるような層の方々については、負担軽減を図っていくといった形でバランスをとっていきたいと考えています。

橋本 会長… 国の考え方もそういうようなことにのっとって、今回の改正案ができていているということでもあります。確かにこれを見ると所得が高い方に対して、その方々については負担していただくという考え方がはっきり出ていると、言うことができるかと思えます。

富井委員、御了解いただけますか。

富井 委員… ありがとうございます。

本多 副会長… 答申（案）別紙にある第1段階から一番下の第20段階まで、年額の保険料があるわけですが、基準額の第5段階が月額で約6,000円弱。高所得者層のところは、第9段階のところでも月額1万円ちょっと、一番下の第20段階は月額1万8,000円ぐらいですね。この各所得層の人たちのサービス利用の実績というのは把握できているのですか。つまり第1段階や第2段階の人はこのようなサービスを中心に使う、第十何段階の高所得者層は有料老人ホームとか、むしろ介護保険サービスを使わないといった、そういう傾向が何か見えているのか。もし把握していることがあれば教えてくださいいただけますか。

橋本 会長… 事務局、それぞれの所得段階でサービスを使う傾向というものはあるのでしょうか。

澤田 課長… 今の御質問につきましては、結論から先に申し上げれば分析できていないということになります。所得と介護度に有意な関係性が見いだせるかといいますと、第1段階、生活保護を受けている方の中にも要支援・要介護認定を受けていない方もいれば、非常に重い介護度の方もいらっしゃいます。第20段階の高所得の方についても同じことが言えますので、所得と介護度、サービス量との相関関係については分析ができるものではないという回答になります。

本多 副会長… 分かりました、ありがとうございました。

林 委員… 資料1の第9期予定保険料収納率については、第1期からの平均値99.13パーセントを使っていらっしゃいますが、これまでのお話で感じるところは、低所得者の負担軽減、高所得者の負担増、これが収納率にどの

ように影響するか、すごく関心があります。99.13パーセントを第9期中の収納率として設定するという事は、妥当性があるのか、その検証はされたのでしょうか。

橋本 会長… この収納率について何か説明、補足するようなこと、事務局ございますか。

澤田 課長… 保険料の収納率につきましては、税などと比べますと介護保険料は年金からの特別徴収が非常に多いので、普通徴収の対象になる方は金額がそもそも少ないということもあって、収納率は大変高い状況です。

そういった中、妥当性というところにつきましては、表を見ていただければ分かりますとおり、98パーセント台でスタートしている収納率が第8期では99パーセントの半ばに差しかかろうかというほどに上がってきているところで、被保険者の保険料納付の意識が高く、また、本市としても徴収努力を重ねている結果で、こういった数字になっているところです。

では、第9期にどれだけの徴収率、収納率になるかというのは、当然現時点で分からないため、見込みを立てるに当たり通期、第1期からの延べの実績の平均値をとっているというところで、あくまで推計のために用いた数字であるということをお理解いただければと思います。

林 委員… 今回は低所得者と高所得者のめり張りのきいた施策なのですが、すごくインパクトがあるように思っていて、確かに収納率はだんだん上がってきているのですね。それは分かりますが、これからの3年間というのは非常に不可抗力というか、変動があるのではないかなと思ったので、見込みを立てるときに上がる場合と下がる場合の両方の検証をされたのかと思った次第です。今のお話を聞くと、収納率というのは年々上がってきている。特別徴収だから取り漏れはないのでいいのかもしれませんが、今回インパクトが大きいのかなと思ったので、質問をさせていただきました。

橋本 会長… いろいろ御意見、御質問いただきました。それでは皆さん、第9期の保険料については、基金を取り崩して、基準月額を第8期と同額に据え置くという案であります。この案を御了解いただけますでしょうか。

委員 全員… 異議なし。

橋本 会長… それでは、第9期の保険料については、事務局の提案を了解させていただきます。ありがとうございました。

### 3 報告

#### ① 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの意見について

橋本 会長… 報告の1点目、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの意見について、事務局、

御説明よろしく申し上げます。

計画・事業推進係 大嶽… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの意見について御報告いたします。資料4を御覧ください。

前回の介護保険運営協議会でも御報告いたしましたが、令和5年12月15日から令和6年1月15日までの期間で、パブリック・コメント（意見提出手続）を実施いたしました。パブリック・コメント期間中は、計画（案）を市内公共施設に配架するとともに、市ホームページにも掲載いたしました。また、パブリック・コメントに伴い市民説明会を3回開催し、延べ10の方が参加されました。

資料4にあるとおり、意見をお寄せいただいた方の数は5人、お寄せいただいた意見の数は17件となりました。お寄せいただいた意見の概要につきましては、資料に記載のとおりです。なお、こちらのお寄せいただいた意見に対する市の考え方については、後日公表いたします。

ここで本報告からは離れますが、計画策定の今後のスケジュールについて御説明いたします。来週の2月14日に、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会を開催し、パブリック・コメントについてと、先ほど御了承いただきました第9期計画期間の介護保険料についての報告を行います。併せてこれらを反映いたしました国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）をお示しし、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会に御確認いただきます。その後、庁内手続を経て、令和5年度中に計画を決定することとなります。

国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画（案）に対するパブリック・コメントの意見について、御報告は以上となります。

林 委員… ちょっと記憶が曖昧なのですが、前回に比べて17件は多いような印象なのですが、何か理由があるのでしょうか。

橋本 会長… 事務局、前回と比べて件数はいかがですかね。

計画・事業推進係 大嶽… 3年前、前回のパブリック・コメントでは、意見をお寄せいただいた方がお1人で、いただいた意見の数が7件となっております。今回は5人に増えたことによってお寄せいただいた意見の数も17件と増えたものと考えております。

林 委員… やはりそうですね。なんでこんなに増えたのかなとちょっと思いました。

佐瀬 係長… 補足です。前回の計画策定時はちょうど新型コロナウイルス感染症の感染拡大の真っただ中で、実は市民説明会を開催できていないのですね。今回は市民説明会を開催して、そこに参加された方がいらっしゃいますので、説明を聞いて御意見いただいたということになるのではないかと考えます。

橋本 会長… ありがとうございます。

② 国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価（令和4年度）について

橋本 会長… 報告の2点目、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価（令和4年度）について、事務局、御説明よろしくお願ひいたします。

佐瀬 係長… 国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価について、御報告します。資料の5を御覧ください。

こちらは昨年度、令和4年度の計画の評価票になります。評価については介護保険運営協議会から本多委員、富井委員、升田委員、森委員、富樫委員、八木委員に国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の委員に就任いただいて、御意見を頂いています。

評価結果の御報告になりますので、簡単な説明とさせていただきます。2ページに総括表がございます。評価方法については、例年どおりで「施策の方向」ごとに3段階での評価として、令和4年度については全ての「施策の方向」について、「おおむね目標どおり進行している」としてあります。なお、こちらの評価は、年末に市として評価の決定をした後、議会への報告と、ホームページ等での公表を既に実施しています。

今年度の評価については、年度明けの4月から6月くらいを目途に、市としての評価を行って、その後に評価等検討委員会で御意見を頂く予定となっています。このときには、計画期間の全体、第8期の計画全体の評価も行う予定となっています。

簡単ではございますが、計画の評価について御報告は以上となります。

橋本 会長… ありがとうございます。評価委員会に出席された委員の方、何かコメントはございますでしょうか。よろしいですか。

③ 介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について

橋本 会長… それでは報告の3点目、介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について、事務局、御説明よろしくお願ひします。

土井 係長… 介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について御報告いたします。資料6を御覧ください。

まず、この表についてですが、国分寺市の調整済み重度認定率、調整済み軽度認定率、各サービスの受給率、第1号被保険者1人当たり給付月額などを全国平均等と比較することで、国分寺市の状況を把握して、考察しようとするものになっております。また、毎年近隣市である立川市、小金井市との比較もしています。

詳細につきましては、ページ右側に記載してあるとおりですが、特徴的

なところだけ簡単に御説明いたします。

調整済み認定率、調整済み軽度認定率につきましては減少しています。調整済み軽度認定率については東京都と同水準ですが、全国平均に比べ0.5パーセント高くなっています。調整済み重度認定率については、全国平均よりも0.5パーセント、東京都平均より0.9パーセント少なくなっております。小金井市との比較では、調整済み重度認定率は同水準ですが、調整済み軽度認定率は0.7パーセント低い状況となっております。

受給率についてですが、令和4年度においては在宅サービスは全国とほぼ同じですが、施設サービスにつきましては全国平均に比べて0.6パーセント低く、居住系サービスにつきましては0.9パーセント高くなっています。

受給者1人当たりの給付月額につきましては、令和4年度では前年度よりも受給額が増加していますが、全国平均、東京都平均、小金井市のいずれの数値より低くなっています。

まとめとしまして、やはり全体では、新型コロナウイルス感染症の影響もあったかと考えられますが、施設サービスの利用の低下があった反面、在宅や居住系のサービスを多く利用されているということから、全国や近隣市に比べ、在宅サービスを利用しながら生活されている方がやや多いという傾向が出ているのではないかと考えております。

引き続き、適切なサービス利用に向けて情報提供、相談の対応等に努めてまいります。

簡単ですが、報告は以上となります。

橋本 会長… ありがとうございます。何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

#### ④ 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定についてということで、資料7になります。これは国分寺市民の方が府中市の地域密着型通所介護事業所を利用するための指定とのこと、御了解いただければと思います。

#### ⑤ その他

事務連絡のため省略

#### 4 閉会

橋本 会長… それでは、これで第5回の介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。